

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

<p>[1] 経済活力の向上の必要性</p> <p>(1) 現状分析</p> <p>当市の中心市街地において、商業施設が集積する地区は、小売業を中心とする昼型商業が集積する地区と、飲食業を中心とする夜型商業が集積する地区に大きく分けられる。昼型商業が集積する地区は、相次ぐ大型店の撤退や、郊外への大型ショッピングセンターの出店、さらには国内経済の長期停滞の影響により、一貫して衰退傾向が続いてきた。平成19年には、中心市街地の中核的な商業施設であったファッションビル「R e c. (レック)」が閉館したことで、まちなかの衰退が大きく進む原因となった。</p> <p>第2期計画では、空き店舗・空き地率を目標指標とし、事業を実施した結果、目標は達成することができたが、未だに中心市街地には空き店舗や空き地が目立っており、中心市街地のイメージ低下につながっている。</p> <p>市民アンケート調査においても、「買い物に行きたくなくなる魅力的な店が少ない」や「空き店舗や空き地が目立ち、まちなみ・景観が悪い」といった意見がある等、住民ニーズに十分対応できていない状況にある。</p> <p>(2) 経済活力の向上の必要性</p> <p>中心市街地の商業の機能を充実させるため、民間事業の活性化や行政支援による一層の取り組みを促進するとともに、中高層ビルの2階以上空き床の解消を目指し、オフィス等の誘致による地域経済の活力向上を図る。</p> <p>(3) フォローアップの考え方</p> <p>毎年度末に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業 [内容]	市・県	【位置付け】 店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持するうえでの課題を	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事	

<p>①空き店舗活用 チャレンジ融資 (県)</p> <p>空き店舗を活用 した開業希望者 に対し、長期かつ 低利で融資支援 を行う</p> <p>②空き店舗活用 チャレンジ融資 者に対する支援 (市)</p> <p>①の融資制度利 用者で一定要件 を満たしている 者に対し、保証料 補助、利子補給を 行う</p> <p>③商店街魅力づ くり環境整備支 援事業(市)</p> <p>商店街の魅力づ くり資する環 境整備に対し、支 援を行う</p> <p>④商店街交流人 口拡大支援事業 (市)</p> <p>商店街を中心と した交流人口の 拡大に資する事 業に対し、支援を 行う</p> <p>[実施時期] 平成20年度～</p>		<p>抱えている中心商店街において、将来を担う若い事業者の新規開業を、金融支援を通して促進するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り組む事業を、補助金の交付により支援することで、商店街の活力の回復に寄与する事業であり、目標Ⅱ「起業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 起業を含む開業の支援等で商店街の活力が向上することにより、「空き店舗・空き地率」の減少に寄与するため。</p>	<p>業 ※②、③、④ のみを対象</p> <p>[実施時期] 平成31年4 月～令和6年 3月</p>	
<p>IT・テレマーケ ティング関連産 業立地促進事業 [内容] IT・テレマーケ ティング関連産 業の誘致企業に</p>	<p>市</p>	<p>企業に対する賃料補助等の支援を活用して企業誘致を進めるとともに、進出企業と青森県、市が連携して設立した「八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会」において、業界全体の知名度向上とイメージアップ、人材育成などを通じた地域活性化に官民一体</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活 性化ソフト事 業</p> <p>[実施時期] 平成31年4</p>	<p>区域内外</p>

<p>に対する支援（賃料補助・雇用奨励金による補助）及び八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会事業の推進（負担金）</p> <p>[実施時期] 平成14年度～</p>		<p>となって取り組んでいる。当事業でIT・テレマーケティング関連産業のさらなる誘致に取り組むことにより、中心市街地へのオフィスの集積が図られることが見込まれる。</p>	<p>月～令和6年3月</p>	
<p>中心市街地オフィスビルパートナー制度事業</p> <p>[内容] 中心市街地内の市が認定したオフィスビルに誘致企業が入居した際に、改装に要した費用の一部等を支援する</p> <p>[実施時期] 平成21年度～令和2年度</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地の事業所数は減少傾向にあり、それが商業機能の低下をはじめ、中心市街地衰退の一因になっていると考えられる。</p> <p>当事業は、IT関連企業が入居可能な質の高いオフィスビルの整備を進め、中心市街地への企業誘致を推進することにより、空き床の解消と、従業員増加＝昼間人口の増加による、消費や歩行者通行量の増に資することが見込まれる。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成31年4月～令和3年3月</p>	
<p>中心商店街空き店舗・空き床解消事業</p> <p>[内容] 中心商店街の空き店舗に新規出店する事業者に対し、店舗の改装等に要する経費の一部を支援する</p> <p>[実施時期] 平成22年度～</p>	<p>市</p>	<p>当事業は、中心商店街の空き店舗に新規出店する事業者に対し、店舗の改装等に要する経費の一部を支援するものであり、集客が見込める魅力ある店舗等の立地を促進することにより、空き床の解消及び賑わいの創出に寄与することが見込まれる。</p> <p>また、まちづくり会社や商店街等も助成の対象とし、まちづくりの観点からの空き店舗の利活用を促進する。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 令和元～5年度</p>	
<p>はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業</p> <p>[内容] 起業・創業支援及び事業承継支援</p>	<p>市</p>	<p>中心商店街は商店主の高齢化が進んでおり、若い商店主の育成が課題となっている。一方、起業を目指しているにもかかわらず、実現に至っていないケースがあり、その原因のひとつとして起業のノウハウを持っていないこと</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期]</p>	

を行う。 [実施時期] 平成 28 年度～		が挙げられる。 当事業は、平成 20 年度より実施してきた創業支援の拠点「アントレプレナー情報ステーション」を平成 28 年度より「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」として移転し、これまで実施してきた、起業を目指す人に対する経営サポートや起業に関する情報の受発信、関係者のネットワーク強化を行うほか、新たな支援として、後継者問題を抱える経営者に対する相談や事業承継に関するサポートを行うことにより、開業希望者や後継者問題を抱える経営者を支援し、開業を促進することで商業機能の向上を図る。	令和元～5 年度	
-----------------------------	--	---	----------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 [内容] 老朽化したビルを建て替え、商業・居住機能を有する複合ビルを整備する [実施時期] 平成 24～令和 2 年度	株式会社新八日町プロジェクト	当地区は中心市街地の東西・南北の軸となる主要な幹線道路の交差点に面し、かつては商業施設・遊技場として賑わっていたが、平成 18 年以降は空きビルとなっており、当地区のみならず中心市街地全体の商業の魅力低下や景観への影響が課題となっていた。 当事業を実施することにより、こうした状況を打開し、良質な居住空間の提供や商業機能の誘致により、中心市街地における人口の増加や賑わいを創出することが見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） [実施時期] 平成 24～令和元年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業 [内容]	市	【位置付け】 回遊性の向上や観光客の誘客を図り、来街機会の増加に寄与する事業であるため、目標 I「街なかの賑わい創出(来	[措置の内容] 地方創生推進交付金	

<p>八戸の食や八戸圏域の特産品等を扱う「マチニワマルシェ」を開催するほか、八戸まちなか広場「マチニワ」に隣接する花小路やみろく横丁、ブックセンター等と連携し、イベント等を開催する。</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～</p>		<p>街機会の創出と回遊性の向上)」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街機会の創出や回遊性の向上が期待されることから、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>[実施時期] 平成 30～令和 4 年度</p>	
<p>八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業</p> <p>【再掲】 [内容] 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。</p> <p>[実施時期] 令和 3 年度～</p>	市	<p>【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ることで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標 I 「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>[措置の内容] まちなかウォーカーブル推進事業</p> <p>[実施時期] 令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>中心市街地商業機能誘致事業</p> <p>[内容] 中心市街地に商</p>	<p>株式会社まちづくり八戸</p>	<p>当事業は、八戸まちなか広場「マチニワ」、花小路整備事業との相乗効果を創出できる地区への商業機能を誘致するもので、中心市街地のさらなる賑わ</p>		

業機能を誘致する [実施時期] 平成30年度～		いの創出に寄与することが見込まれる。		
横丁活性化事業 [内容] 個別に開催してきた横丁関連イベントを一体的に実施することで、八戸の観光資源である「横丁」の魅力を内外に情報発信する [実施時期] 平成24年度～	市・民間	当事業は、八戸横丁連合協議会などの横丁関係団体や、一般財団法人VISITはちのへ、八戸市等が連携し、横丁ラリーやガイドツアー、アートイベントなどを実施することで、横丁文化の効果的な情報発信による賑わいの創出に寄与することが見込まれる。		
まちなか講座事業 [内容] 消費者の興味を誘うテーマで、商業者が講座を開催する [実施時期] 平成16～令和3年度	八戸中心商店街連絡協議会	当事業は、消費者が興味を持つテーマで商業者が体験型の講座を開催することにより、市民が来街するきっかけを創出するとともに、商品を実際を使用してもらうことで、顧客の購買意欲を高めることにより、商業の活性化が図られることが見込まれる。		
商店街ポータルサイト運営事業 [内容] ウェブ上に中心商店街の各商店の商品・サービス内容、キャンペーンなどの情報を掲載する [実施時期] 平成16～令和3年度	八戸中心商店街連絡協議会	中心商店街の共同運営による総合情報サイト「八戸まちなかどっとこむ」を設置し、個店の基本情報、商品・サービス内容を掲載することで広くお店をPRするとともに、SNSを活用し商店街のイベント情報等を魅力的に発信し、来街者の増加を図るものである。		
市日はちのへ楽市楽座事業 [内容] 各商店街で町名の日にイベント	八戸中心商店街連絡協議会	当市の中心市街地には、三日町、六日町、八日町、十三日町のように、日付が町名となっている地区が、現在も数多く残っている。 当事業はこの町名を活用し、各商店		

や売り出しなどの市日を開催する [実施時期] 平成20年度～		街において、それぞれの町名の日個性ある催しや活動を実施し、賑わいの創出を図るものである。		
まごころ宅配サービス事業 [内容] 中心市街地で買 い物した商品を 自宅へ有料で宅 配するサービス を提供する [実施時期] 平成18～令和3年 度	株式会 社まち づくり 八戸	中心市街地の居住者・来街者ともに高齢者が増加傾向にあるため、高齢者に利便性の高いサービスの提供が必要となっている。 当事業を実施することにより、購買者の荷物等を運ぶ手間を軽減し、来街者が中心市街地を快適に回遊できる環境を整備する。		
はちのへホコテン実施事業 [内容] 「まちなかをス テージに」を合言 葉に、メインスト リート交通規制し、市民に開放することで、市民参加型イベントを定期的に開催する [実施時期] 平成21年度～	株式会 社まち づくり 八戸・八 戸商工 会議所	【位置付け】 来街者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該イベントを実施することで「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	市補助	
創業拠点施設ハンドメイドレンタルボックス「テッコ舎」運営事業 [内容] 創業支援スペースを運営する [実施時期] 平成29年度～	株式会 社まち づくり 八戸	当事業は、自分の手で一生懸命作ったものを買ってもらおうという商売の原点を大切にし、その小さな生業を中心商店街で体験してもらうための創業支援スペースを運営するもので、手作りの品を目当てにくる人等、来街機会の増加につながるとともに賑わい創出にも寄与することが見込まれる。		
八日町番町地区まちづくり事業 【再掲】	八戸市 八日 町・番町	【位置付け】 まちづくり構想の実現によって、エリアの価値が高まり、当地区及び中心市		

<p>[内容] 民間主導による八日町及び番町地区の再開発構想を推進し、新たな都市機能を整備する。 [実施時期] 令和3年度～</p>	<p>地区優良建築物等整備事業準備会</p>	<p>街地全体の昼夜人口の増加や回遊性の向上及び賑わい創出に寄与する事業であることから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 令和3年11月にオープンした美術館の正面に当たる地区であることから、美術館整備による来街機会の創出との相乗効果により「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>		
<p>ポータルサイト「はちまち」運営事業 [内容] 中心商店街の魅力ある店舗や商品などの効果的な情報発信とネット販売機能を持たせたポータルサイト「はちまち」を活用することで、来街機会の創出を図る。 [実施時期] 令和2年度～</p>	<p>株式会社金入</p>	<p>【位置付け】 来街機会の創出を図ることで、賑わい創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」及び目標Ⅱ「起業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当サイトの活用により、中心市街地の店舗の魅力が発信され、来街機会が創出されることで、「歩行者通行量」の増加に寄与しつつ、商店街全体の魅力向上の相乗効果により「空き店舗・空き地率」の減少に寄与するため。</p>		
<p>マチニワイベント支援事業 [内容] 八戸マチナカ広場「マチニワ」において施設使用料を減免することで更なる利用促進を図る。 [実施時期] 令和4年度～</p>	<p>市</p>	<p>【位置付け】 施設の利用促進を図ることで、賑わい創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 「公共施設来館者数」及び「歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>		